

## 記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要綱

（趣旨）

**第1条** 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、「震災の記憶」（中越大震災の資料、被災現場、記録）を、国土の70パーセントを占める中山間地域における大規模災害の経験・教訓として残し、今後の復興に活用するため、社団法人中越防災安全機構が行う「震災の記憶」の収集・保全及びその活用の検討等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助基準）

**第2条** この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

2 補助金の交付は、年度毎に行うものとする。

（補助金の交付対象者）

**第3条** この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、次の団体とする。

社団法人 中越防災安全推進機構

（補助金の交付申請）

**第4条** この補助金を受けようとする補助事業者は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の事業に係る補助金交付申請書（別記第1号様式）を財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）に、別に定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めるときは、その期日を繰り下げることがある。

（補助金の交付決定）

**第5条** 前条による交付の申請があった場合は、理事長は、補助内容が適当と認めたときは補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助申請の取り下げ）

**第6条** 補助事業者は、前条第3項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものと

みなす。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

**第7条** 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金変更承認申請書(別記第3号様式)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業に係る経費の変更(理事長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(交付決定額の変更)

**第8条** 理事長は、前条の申請に対し、第5条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を補助金交付変更決定通知書(別記第5号様式)又は補助金交付中止(廃止)決定通知書(別記第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

**第9条** 補助事業者は、規程第10条の規定による報告を理事長が必要と認め指示したときは、事業遂行状況報告書(別記第7号様式)により、報告しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告兼請求書(別記第8号様式)を理事長に、事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第11条** 理事長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の額の確定を行った後、補助金を交付する。

(補助金の概算支払)

**第12条** 補助事業者が補助金概算払請求書(別記第10号様式)を提出し、理事長が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について別表の基準により、概算払の額を決定し、補助金概算払決定通知書(別記第11号様式)により当該補助事業者に通知し、支払うことができる。

(交付決定の取り消し)

**第13条** 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を

取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業の未着手、休止又は廃止のとき。
- (3) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 理事長は、前項の取り消し決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記第 12 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第 14 条** 理事長は、第 11 条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているとき、又は、前条の取り消しの決定を行った場合において、当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の納期限を延長することができる。

（延滞金）

**第 15 条** 補助事業者は、前条並びに第 13 条第 2 項の補助金の返還を期限までにできなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までに応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

**第 16 条** 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（申請及び通知の経由）

**第 17 条** 補助事業者が提出する申請書及び報告書は、新潟県（震災復興支援課）を経由するものとし、理事長が行う通知も同様とする。

（補則）

**第 18 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は平成 19 年 4 月 16 日から施行し、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附則

改正後の要綱は平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

#### 附則

改正後の要綱は平成20年度分の補助金から適用する。ただし、平成20年度分の補助金については、平成20年3月1日から平成21年3月31日までの事業を対象に交付する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業の目的	「震災の記憶」(中越大震災の資料、被災現場、記録)を、国土の70%を占める中山間地域における大規模災害の経験・教訓として残し、今後の復興に活用するため、社団法人中越防災安全推進機構に対し、収集・保全及びその活用の検討等に要する経費を補助することにより、復興に資することを目的とする。
補助対象事業	補助事業者において、組織・人員等必要な実施体制を整備して行う次の事業 1 震災資料を収集・保管する事業 2 被災現場を記録・保全する事業 3 復旧・復興経過を記録する事業 4 収集・記録・保全した資料の活用を検討する事業 5 その他、上記1から4に付随して必要な事業
補助対象経費	上記の「補助対象事業」に掲げる事業実施に要する経費(必要な実施体制の整備に要する経費を含む)
補助金交付額	所要額(理事長が必要と認める額) ただし、千円未満の端数については切り捨てるものとする

別表 2 (第 4 条関係)

第 4 条	(別に定める日) 事業着手の 1 か月前 (平成 19 年度について、これにより難しい場合は、この要綱の実施後速やかに申請するものとする)
-------	---

別表 3 (第 7 条関係)

第 7 条第 1 項 2 号	(軽微な経費の変更) 事業計画書に記載の補助事業に要する経費の 20%以内の減額変更
----------------	---

別表 4 (第 12 条関係)

第 12 条第 1 項	(概算払額の上限) 交付決定額の範囲内で、理事長が認める額
-------------	----------------------------------

別記第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長 様

申請者

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付申請書

標記補助金の交付について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容 別紙事業計画書・収支計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円（千円未満切捨て）
- 3 実施予定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 4 添付書類 事業計画書・収支計画書

.....(以下、基金事務局記載欄).....

事業番号	市町村	受付番号
080020		



別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付申請書記載のとおりとします。



財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長 様

申請者

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）  
補助金に係る事業の 中止・廃止 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の事業  
について、中止・廃止したいので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程  
第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の中止・廃止の理由

2 中止の場合の再開の時期

.....(以下、基金事務局記載欄).....

事業番号	市町村	受付番号
080020		

別記第5号様式（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付変更決定通知書

平成 年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金については、下記のとおり変更することに決定しましたので、記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額	変更後	金	円（千円未満切捨て）						
	変更前	金	円（千円未満切捨て）						
2 実施予定期間	変更後	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	変更前	平成	年	月	日	～平成	年	月	日

別記第6号様式（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）中止（廃止）決定通知書

平成 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった標記補助金については、下記のとおり中止・廃止することに決定しましたので、記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 返還金額 金 円  
交付済金額 金 円
- 2 納期限 平成 年 月 日
- 3 補助金を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長 様

申請者

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）  
補助金に係る事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る  
事業の遂行状況について、記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要  
綱第9条の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

1 事業の遂行状況（平成 年 月 日現在）

2 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

3 その他 添付資料の通り

..... (以下、基金事務局記載欄) .....

事業番号	市町村	受付番号
080020		

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長 様

申請者

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）  
補助金に係る事業実績報告兼請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金について、記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告並びに請求します。

記

1 事業の成果

2 補助金額、請求額

- (1) 補助金額 金 円
- (2) 交付済額 金 円
- (3) 今回請求額 金 円

3 事業実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 4 添付書類
- 事業実績・収支決算書（別紙）
  - 事業実施状況についての記録及び写真
  - 支出証拠書類（帳簿、領収書等の写し）
  - その他

5 補助金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
口座名義《カナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

注) 振込先確認の為、通帳等の口座名義人(フリガナ)の分かる面のコピーを添付して下さい。  
口座名義は、申請者と合致しない場合は、申立書等を添付してください。

..... (以下、基金事務局記載欄) .....

事業番号	市町村	受付番号
080020		



様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第13条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 精算額 金 円  
(交付済額 金 円)

3 交付決定日 平成 年 月 日

1 返納額 金 円  
(交付済額 金 円)

2 返納期限 平成 年 月 日

3 補助金を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長 様

申請者

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金のうち、  
下記金額を交付されるよう記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交付要  
綱第 12 条の規定に基づき請求します。

記

1 請求金額	金	円
	交付決定額	金 円
	交付済額	金 円
	未交付額	金 円

2 概算払いを受けようとする理由

3 添付書類

4 補助金振込先

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支店名		普通 ・ 当座
口座名義《カナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

注) 振込先確認の為、通帳等の口座名義人(フリガナ)の分かる面のコピーを添付して下さい。  
口座名義は、申請者と合致しない場合は、申立書等を添付してください。

..... (以下、基金事務局記載欄) .....

事業番号	市町村	受付番号
080020		

別記第 11 号様式 (第 12 条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金概算払決定通知書

平成 年 月 日付けで概算払請求のあった標記補助金については、下記のとおり概算  
払いすることに決定したので、記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）補助金交  
付要綱第 13 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 概算払決定額 金 円 (今回交付額)  
(交付済額 金 円)
- 2 交付予定日 平成 年 月 日

別記第 12 号様式（第 13 条関係）〔補助金交付前用〕

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）  
補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 15 条の規定に基づき、下記理由により交付決定を取り消すことに決定しましたので、通知します。

記

1 取消理由

第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金  
理事長

記録・広報事業（「震災の記憶」収集・保全支援）  
補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 15 条の規定に基づき、下記理由により交付決定を取消することに決定しましたので、通知します。

記

1 取消理由

2 返還金額 金 円  
交付済金額 金 円

3 返還期限 平成 年 月 日

4 補助金を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。